

犯罪被害者等支援条例を制定しました

(令和7年4月1日施行)

西尾市では、犯罪に遭われた被害者やそのご家族又はご遺族(犯罪被害者等といいます)を支援すると共に、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して「西尾市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

基本理念

犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること

犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて
必要な支援が途切れることなく提供されること

二次被害や再被害を生じさせないように配慮するとともに、
関係者相互の連携・協力のもとで支援を推進すること

市の責務

犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、実施する



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

市民の責務

犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する

二次的被害が生じないように配慮する

市等が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

事業者の責務

犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する

労働環境を整備するとともに、二次被害が生じないように配慮する

市等が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

市が実施する主な支援

相談・助言

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います

経済的支援

故意の犯罪行為によって死亡したり大きな怪我を負った場合などに、支援金の給付などの支援を行います

西尾市犯罪被害者等総合的対応窓口(危機管理課内)

0563-65-2196 月~金 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)